

○芦屋市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

平成18年3月24日

条例第5号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関の名称    | 担当事務   | 委員定数  | 委員の構成  | 任期                |
|--------------|------------|--|-------|--|-------------------|
| 市長           | 芦屋市総合計画審議会 | 芦屋市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号） <u>第10条第1項に規定する計画に関する事項についての調査審議</u> | 20人以内 | (1) 学識経験者<br>(2) 市議会議員<br>(3) 市民団体の代表者<br>(4) 特に市長が必要と認める者 | 諮問に係る審議が終了するまでの期間 |

（下線部：平成27年第3回（9月）定例会での議決により改正を行った箇所）